

# 民 法

(100 点)

## 第 1 問

2023 年 1 月 4 日、Y は、楽器販売業を営む A に対し、元本返済期限を 5 年後とし、毎月末に年利 6 パーセントで計算した利息を支払うことと、利息支払が滞った場合には元本返済についても期限の利益を失う旨を合意した上で、2000 万円を貸し渡した（契約①）。同日、A は、Y との間で、契約①に伴って生じる A の債務を担保するために、A が甲倉庫に保管する楽器（将来甲倉庫に搬入されるものも含む）すべてについて、A から Y へ所有権を移転する契約を締結し（契約②）、占有改定の方法で A から Y に引き渡した。契約②では、A は、通常の営業の範囲内では Y の個別の承諾を得ることなく甲倉庫にある楽器の売却等の処分を行う権限と、この売却等の処分に伴って取得する金銭を営業のために自由に利用できる権限を、Y から与えられていた。

2024 年 2 月 4 日、X は、A との間で、X が自ら製作した高級ピアノ  $\alpha$  を 100 万円で売る契約を締結し（契約③）、 $\alpha$  を A が搬入先として指定した甲倉庫に搬入した。契約③では、代金の支払期限を同年 6 月 4 日と定め、代金の支払まで  $\alpha$  の所有権を X に留保した。

同年 4 月になって、A は、大口の取引先が倒産したことから、同月末の Y に対する契約①の利息の支払ができなくなり、元本返済につき期限の利益を失った。そこで、同年 5 月 7 日、Y は、 $\alpha$  を含めて甲倉庫に保管していた楽器を A から受け取った。同月 8 日、Y は  $\alpha$  を 150 万円で B に売却して、代金と引換えに現実に引き渡した。150 万円という代金額は、相場よりも 25 パーセントほど高いものである。

現在は 2024 年 6 月 10 日である。X は、Y に対して、どのような請求をすることができるか。必要があれば善意などの Y・B の主観的態様について場合分けを行った上で、検討しなさい。

## 第 2 問

2024 年 1 月 20 日、A は、自宅を新築するため、工務店 B との間で、出力 5 kW の太陽光発電設備を組み込んだ 2 階建て住宅（以下「甲」という）の建築契約を締結した。この契約においては、完成した甲の引渡しは同年 7 月 31 日に行うこと、工事代金は 3000 万円とし、甲の引渡し時および引渡しの 3 か月後に半額ずつ支払うことが、約定された。

B は、同年 7 月 25 日までに甲を完成させた。

同年 7 月 29 日夜、隣家を直撃した落雷の影響により、甲に組み込まれた出力 5 kW の太陽光発電設備（以下「乙」という）が一部破損した。翌日、B は、甲全体の状況を確認したが、乙の破損を見逃してしまった。

同年 7 月 31 日、B は、甲の引渡しの準備をして A が来るのを待ったが、A は、引渡日であることを失念して海外旅行に出かけていた。その後、A は、同年 8 月 10 日に、工事代金の半額を支払って甲の引渡しを受けた。

同年 11 月 2 日、A は、毎月の太陽光発電の発電量が本来の性能を大幅に下回っていることを不審に思い、業者 C に乙の状態を点検してもらったところ、一部破損が判明した。

同年 11 月 10 日、B は、A に対し、工事代金の残額 1500 万円の支払を求めた。

なお、乙の一部破損による減価分は、70 万円相当である。また、もし A が B に乙の修理を求めたならば、B が修理に応じることは確実であるが、A は、B の技術力に不安を感じているため、他の業者に修理を依頼したい。その場合の修理費用は 80 万円である。

A は、B に対し、工事代金の残額 1500 万円の全部または一部の支払を拒むことができるか。考えられる主張を挙げて、それぞれの当否を検討しなさい。なお、発電量の少なさに起因する損害（電気料金の発生など）については、考慮しなくてよい。